

第 2 章 給料

つがる西北五広域連合病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例

平成 23 年 8 月 31 日

条 例 第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、つがる西北五広域連合病院事業管理者(以下「管理者」という。)の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 管理者の給与の種類は、給料、地域手当(医師である場合に限る。)、寒冷地手当及び期末手当とする。

2 前項の給与の支給に関しては、つがる西北五広域連合職員の給与に関する条例(平成 11 年条例第 12 号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。

(給料)

第 3 条 管理者の給料の額は、月額 80 万円とする。

(地域手当)

第 4 条 管理者の地域手当の月額は、前条の月額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

(寒冷地手当)

第 5 条 管理者の寒冷地手当の額は、一般職の職員の例による。

(期末手当)

第 6 条 管理者の期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する場合に支給するものとし、これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した場合についても同様とする。

2 前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した場合にあっては、その日現在)において受けるべき給料月額及び地域手当の月額並びにこれらの額の合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、基準日が 6 月 1 日である場合にあっては 100 分の 160、基準日が 12 月 1 日である場合にあっては 100 分の 170 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における管理者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60

(4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項に規定する管理者の在職期間の算定は、一般職の職員の例による。

(旅費)

第 7 条 管理者が公務のため旅行するときは、つがる西北五広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例(平成 11 年つがる西北五広域連合条例第 11 号)第 4 条の規定に基づき支給する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則（平成 23 年条例第 11 条）

この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。